

笠間市議会清掃施設整備等調査特別委員会記録（第 1 1 回）

令和 6 年 2 月 2 8 日 午後 1 時 3 0 分開会

出席委員

委員長	西山 猛 君
副委員長	益子 康子 君
委員	長谷川 愛子 君
〃	酒井 正輝 君
〃	河原井 信之 君
〃	鈴木 宏治 君
〃	川村 和夫 君
〃	坂本 奈央子 君
〃	安見 貴志 君
〃	内桶 克之 君
〃	田村 幸子 君
〃	林田 美代子 君
〃	田村 泰之 君
〃	村上 寿之 君
〃	石井 栄 君
〃	畑岡 洋二 君
〃	飯田 正憲 君
〃	石松 俊雄 君
〃	大貫 千尋 君
〃	石崎 勝三 君
〃	大関 久義 君

欠席委員

委員	小藺江 一三 君
----	----------

出席説明員

市長	山口 伸樹 君
副市長	近藤 慶一 君
環境推進部長	小里 貴樹 君
資源循環課長補佐	友部 光治 君

環境センター長	柏崎 泉 君
資源循環課 G 長	水越 禎 成 君
資源循環課係長	塙 諭 君

出席議会事務局職員

議会事務局 長	西山 浩 太
議会事務局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程

令和 6 年 2 月 2 8 日（水曜日）

午後 1 時 3 0 分開会

1 開会

2 案件

- (1) 地元対策について
 - (2) バイオガス発電施設建設の財源的メリットについて
 - (3) 余熱利用施設利用者の声について
-

午後 1 時 3 0 分開会

○西山委員長 それでは皆さん、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様方には御多忙の中、そしてまた組合議会の皆さんには関係する議員の皆さん並びに市長におかれましては、午前中の会議に引き続き御苦勞さまでございます。第11回清掃施設整備等調査特別委員会に出席を賜りまして、ありがとうございます。

傍聴者は、茨城新聞社の記者がおります。よろしくお願いします。

それでは早速、会議に入ります。

○西山委員長 本日の出席委員は20名であります。欠席委員は、小藺江一三君。畑岡洋二委員は、遅れるとの連絡がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

執行部より市長、副市長、担当部長及び担当職員が出席されております。また、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、次長補佐にお願いをいたします。

本日は市長に出席をいただいておりますので、ここで市長より御挨拶をお願いいたしま

す。

市長山口伸樹君。

○**山口市長** 今日は11回目の特別委員会ということで、委員の皆様には大変御苦労さまでございます。

第10回の委員会において、三つの方式の比較検討の資料を提出いたしまして説明をさせていただいたところでございます。今日は、その内容についての議論を各委員の皆さんと共に深めていただければというふうに思っております。

また、前回出席して最後の挨拶の前ですか、幾つかの質問がありましたが、それらについても回答をさせていただく予定でありますので、よろしくお願いを申し上げ、挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**西山委員長** ありがとうございます。ここで市長は一旦退席をされますので、よろしくお願いいたします。

〔市長退席〕

○**西山委員長** それでは本日の案件に入りたいと思いますが、前回の第10回委員会では委員の皆様から質疑、回答の時間を設けられなかったため、本日の委員会では前回の（１）から（３）の説明項目ごとに質疑を受けたいと思います。

初めに、前回の委員会で委員の皆様からありました質問に対する回答の資料がありますので、担当課より説明を願います。

環境推進部長、説明。

○**小里環境推進部長** 環境推進部長の小里でございます。よろしくお願いいたします。

前回の委員会の場合において私のほうで答弁ができなかった部分、また委員会の最後のときに委員の皆様からいただいた内容につきまして、まとまったものにつきまして、整理がついたものについて御説明したいと思っております。

タブレットの中の委員会資料のところの03－1を御覧いただきたいと思います。

○**西山委員長** 大丈夫でしょうか。

○**小里環境推進部長** よろしいでしょうか。

まず、資料1ページ目のところで、酒井委員にいただいた部分でございます。以前に質問したCO₂削減効果について、市の回答についてということをお願いしたところがございます。その中で、私のほうで提示困難とか、そのようなことを申しました。その中の部分の補足説明をさせていただきたいと思います。

「提示困難」とは、CO₂削減効果について、製品製造～建設～稼働～施設解体までの全工程、かつ、これを三つの処理体制ごとに算出するということにつきましては困難であります。

また、「今後詳細な仕様が決定し設備等が特定されるなど、算出できる情報が整えば可

能」とは、今後、比較検討を経て、処理体制施設を一つに絞り込んだのち、詳しい仕様や設備が固まってくるような時期になれば、例えば、施設稼働に係るCO₂の排出量を算出するということにつきましては可能であるというふうに考えているところでございます。

委員長、続けて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○西山委員長 はい。

○小里環境推進部長 続きまして、大貫委員のほうから、バイオガス発電施設の排水処理の具体的な工法について説明してほしいというお話が出ました。これにつきましては、資料をもって説明したいと思います。

タブレットの資料で、追加資料3-2、分離処理水設備の資料を御覧いただきたいと思います。1ページと2ページは同じ内容、2ページ目は大きな図となっているものでございます。簡潔に説明したいと思います。

バイオガス発電施設ではメタン発酵残渣を脱水した分離水を処理した後、焼却施設の排水処理設備に送られます。処理施設では分離水中の有機物や窒素分などを処理するものでございます。

こちら参考例は、宮津与謝環境組合、これは京都府にある施設でございます。一般的な処理フローが採用されているということの中で、今回の説明に利用させていただきました。

一般的なフローの概略として、脱窒素槽、硝化槽、2次脱窒素槽、再ばっ気、沈殿槽、これらを踏まえた後、処理水は焼却施設の排水処理のほうに水が流れるということでございます。

簡潔なフローを用いて、参考までに、我々の仮につくる設備設計等が何もしているわけではございません、稼働中の施設の資料をもって説明させていただいたものでございます。

○西山委員長 畑岡委員が着座いたしました。

続けてどうぞ。

○小里環境推進部長 続きまして、大貫委員のほうから、現在の基本計画策定業務を笠間市が委託している事業者についてのお話がありました。まずは、契約相手が茨城営業所であると。営業所に技術者がいない、営業所で何らかの事故があった場合、本社に責任を問うことはできるのかということでございます。

まず、本社に責任を問えるのかということにつきましては、あくまでも笠間市との契約を本社から茨城支店のほうに委任するというようなことが入札参加申請のときに提出されているものであり、あくまでも契約の相手が茨城支店（茨城営業所）であり、技術者の派遣やこの業務の本来の持つ責任につきましては本社が持つということを確認しておりますので、何か事故があって相手方に責任を追及するような場合においては、本社を相手に笠間市は責任を追及するという形になります。

また、技術者につきましては、「営業所の専任技術者」という話がございますが、営業所の専任技術者という部分は建設業法上の中で規定されていることございまして、この

コンサルタント業務に関しまして、営業所の専任技術者とか、そういう部分については不要でございます。

また、本業務を遂行するに当たって必要な資格等につきましても、委員からこのような資格が必要であるのではないかという御指摘を受けました。それらについて、私ども文献等調べましたが確認ができないため、直接、環境省にこのような業務を行う場合に必要な資格が設けられているのかという問合せをしたところ、そのようなものはない、自治体の判断において業務を遂行するものであるという話を受けました。

本業務の仕様書を作成する段階では、本市としましても様々な技術士の資格等々踏まえて、今回のものについては基本計画の策定業務という部分の中で、総合的な考え方で資料を取りまとめられるという部分の中での技術者の設定をしてございます。今後、仮にアドバイザー業務とか事業者を選定する、各プラントメーカーが提出されている資料を詳細に分析、評価するというような場においては、技術者の配置につきましても、それらを踏まえ十分に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。

田村泰之委員のほうから、松島方式とか、そのようなものについても検討してほしいというようなことでございました。

これにつきましては、本市では「ゼロカーボンシティ宣言」、「プラスチックごみゼロ宣言」等を踏まえた中で、現在も循環型社会形成のための施策を進めるとともに、本清掃施設の整備に当たりましても同様なことを考えており、本施設の整備と併せてプラスチックの一括回収なども進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、ごみの減量化、資源化を進めるために、今の紙ごみの分別やそういったものもさらに進めるとともに、社会情勢の変化などに合わせた分別体制、資源循環、ごみとして捨てるしかないもの、焼却するしかないものは焼却するが、それ以外のものを再資源化し循環させるといった考え方の下に検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、酒井委員の質問です。こちらは、第10回のときに使用した資料2-1という表7の費用比較をした資料でございますが、そちらにつきまして、このような詳細な内訳を示してほしいということでございます。

そちらの資料につきましては、概算事業費は、焼却とバイオなどにつきましては事業者によるアンケート調査により算出しまして、焼却施設高効率ボイラーなどにつきましても他団体の入札結果等から算出しました。いずれも資材高騰や人件費増の要素が考慮されたものでありまして、現状に即した数値であるということについては変わらないのでございますが、あくまでも詳細な部分の数値の積算というのは現時点においては我々も求められないし、事業者にそのようなことを申しても多分協力をいただけないものと考えてございます。それらについては、今後の作業の中でどんどん詳細な部分を明らかにしながら進めていく考えでございます。

続きまして、河原井委員のほうから、表2-2の表5、他市町村のものについて、比較のためのごみの量が入っていないという形でございます。

こちらは、本日の追加資料2を御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

真ん中から左側のところ、太枠で年間ごみ処理量というものを追加いたしました。それとあわせて若干説明の内容、また一番下のところに、参考として江戸崎地方衛生土木組合のものも載せてございます。という形で、資料として今回提出させていただいたものでございます。

続きまして、大関委員のほうから、資料の中でというか、私の説明の中で、70トンクラスの高効率発電は効果がないというふうに言っているという御指摘をいただいたものでございます。

私としましては、決してノーというようなことを説明したつもりはなく、資料の中のものについて御説明させていただいたところという認識がございます。

改めまして、一般的に、焼却による発電の発電効率は、施設規模が小さくなるほど低下しまして、焼却による発電を採用できるかどうかの基準は1日当たり70トンとされているものでございます。

環境省の高効率ごみ発電施設整備マニュアルにおいても「70トン程度未満の小規模施設においては、発電設備そのものを設置することが困難な場合が多いため、小規模施設においては、無理な計画とならないよう十分な検討を要する」とされており、全国的に見ても、80トンから70トンを境に、発電設備を有する施設が少ないのはこのためでございます。各自治体における最適な処理体制とは、こうした一般的な見方に加えまして、様々な諸条件やごみ処理の方針によって異なってくると考えてございます。

本市におきましては、将来を見通した場合、人口減少によるごみ総量そのものが減少することをはじめ、「排水処理の方法」においてはクローズドシステム、いわゆる施設外に水を出すのではなく、施設内で水を処理することとして現在考えてございます。蒸散処理に伴って焼却の熱を使用することから、発電に回る熱量が減少し、発電効率の低下につながる。また、プラスチックの資源循環法に基づきます、プラスチックの分別回収を行ってまいりたいとしていくことから、燃えやすく、発熱量が大きくなる「高質ごみ」が減少することで、発熱量は大幅に減少すると想定しております。

このことから、今回の比較検討におきましては、ごみが減少し、さらに低質化の状態にあっても一定の発電が維持できるバイオガス発電施設を併設した処理体制が笠間市にとっては効果的と考えているものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

田村幸子委員のほうから、バイオガス発電について、ごみ量が減っても発電可能だということは分かったが、ごみ質が低下しても発電できるということはどういうことかという御質問をいただきました。

ごみ質につきましては、資料にございますように、低質ごみ、基準ごみ、高質ごみがございます。先ほども申しましたが、本市ではプラスチックの分別回収を今後行っていくという考えの下、燃えやすく、発熱量が大きくなる「高質ごみ」が減少することになります。結果としまして、焼却するごみは燃えにくく、発熱量が小さくなる「低質ごみ」や、標準的な「基準ごみ」の割合が多くなること。もって、将来の「ごみ質が低下していく」というふうにしてございます。

このようなことが想定される中で、バイオガス発電施設では、主に、燃えにくく、発熱量が小さくなる「低質ごみ」を利用し発酵させることで、メタンガスの発生を促して発電するため、プラスチックの分別回収により、「高質ごみ」が減少しても、将来、ごみ質が低下しても発電ができるというふうに踏まえております。

最後でございます。

石井委員のほうから、財政面における比較検討結果について、バイオガス発電施設が単独でどの程度の金額になるか出していただきたいということをいただきました。

今回、資料としてお示ししたものにしましては、何度も説明しているように、三つの処理体制においての様々な条件、入札結果や事業者からのアンケート、見積りによって算出しているものでございます。

笠間市としましては、バイオガス発電施設単体を整備する考えは現時点でございませんので、そのみの見積りを出すということは現時点で不可能でございます。また、仮に、バイオガス発電施設と焼却施設を併設する参考見積りの部分からバイオガス発電施設のみの金額を算出するという場合においても、一般的にこういった事業費には諸経費などが含まれるものでございます。諸経費をバイオガス発電施設の分だけを抜き出す、区分することにつきましても不可能であり、仮にやったとしても架空の数字の積算となりますことから、今回は提出することは不可能でございます。

以上で説明を終了します。

○西山委員長 ありがとうございます。

それでは、03－1の回答、未回答のものが回答になりました。この回答につきましては、質問者、質問委員が優先的に再質問あるいは意見等を述べていただいて、その他、皆さんからいただくということで、一つずつ消していきたいと思います。

まずは、酒井委員ありますか。

酒井委員、どうぞ。

○酒井正輝委員 比較の内訳を出してという話で再質問したいんですけども、分かりますか。2ページの表7です。資料2－1の表7、何でこういう数字になったんですかという質問に対してお答えを今いただいたんですけども。

〔発言する者あり〕

○西山委員長 ページ潰していきますから。

○酒井正輝委員 ページ順にということですか。分かりました。

○西山委員長 最初の質問に対する回答をいただいておりますから、これについて。これでもし納得できればそれでこれは締めますので、皆さんからなければ終わりにします。

○酒井正輝委員 最初のものに関しては話が長くなるので、個別に私もう1回確認に行ってから、またちょっと伺おうかなと思っているんです。

○西山委員長 では、いいですね。

○酒井正輝委員 取りあえずいいです。

○西山委員長 同じく、皆さんのほうでなければ。

石井委員。

○石井 栄委員 第10回のときに、参考資料としてCO₂削減効果についての社会的背景などの御説明がありまして、バイオガス発電のほうが二酸化炭素排出量抑制を期待することができると考えられるということの資料の提示があつて、このような方向で進めていくのがいいというような説明になったと思うんですが、この資料について疑問があります。

第10回の参考資料の3ページのところですかね。CO₂の削減ができるというのであれば、それはそれで非常に有効だと思うんですが、ここで二酸化炭素排出量の試算ということで、下記の計算式で算出するものとするを書いてありまして、IイコールC分のAプラスBという式が出されていて、IはCO₂の排出量ということで、この式が書いてあるんですが、どのように算出したか不明だということが一つと、その表3の……。

○小里環境推進部長 今回、第11回の資料説明した、今回説明したことに対しての質問ですよね。今、第10回の資料に戻っているような気がするんですけども。

○石井 栄委員 いや、戻ってないです。いいですか、第10回のときに資料の御説明がありまして、これについての質疑については次の委員会で行いますというところで締めたわけですよね。次というのは今日ですよ。

○西山委員長 石井委員、いいですか。今、第10回の質問の中のことを精査しているんですけども、今、酒井委員が以前に質問したCO₂削減効果について云々というものの回答をいただいています。補足説明としていただいています。このことについて質問があるのを、当事者を優先して今聞きました。酒井委員のほうは分かったと、別なほうのことなのでこれは分かったということなので、このことについて石井委員のほうであればということ。このことで。

○石井 栄委員 そのことについての質問です。同時に、私が質問したことについては、この資料によりますと、ほかの委員が質問したことと同じなので、回答をしてないということではないというような記載がございましたよね。

○西山委員長 部長、回答。

○小里環境推進部長 すみません、私説明する側として、今現状、私が説明しているのは、私のほうで第10回のときに説明が最後までできなかったもの、また委員方から最後にいた

だいたこと、宿題としていただいたことを、まず資料として説明をさせていただいたつもりでございます。

本日の進め方としまして、私自身の考え方としまして、今回私どもが提出した資料につきまして説明をさせていただきました後に、前回、第10回の中で各委員は私の説明しか聞いてない、だから第10回の資料についての質問をするということで私は理解しておりますので、できるのであれば、可能であれば、この第11回、本日提出させていただいた資料について内容を確認していただいて、今回のものはこれでクローズ、また今回のもののこの部分についてはペンディングとして、また次回以降に執行部の説明を求めるといった形から、今度第10回で私が前回のときに説明したこの内容についての資料のページの中につきましても質問をいただいて、私のほうで答弁をさせていただき、答弁できなかったものについては、また持ち帰らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○石井 栄委員 いいですか。

○西山委員長 石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 この前は時間ぎりぎりになってしまいまして、説明を受けまして、いろいろ勉強させていただきました。そのときの、今から、それについての委員からの質問については次回に延ばしますので、次回に質問をしてくださいというふうな説明で、そうであればそれはそれで、今日できるという前提で今回があったというふうに。

○西山委員長 石井委員、いいですか、説明します。今、03-1で表記されていますこの内容については、名前が書いてあります、これは発言者。発言者に対して未回答の部分は今回回答しますということでされています。なので、発言者つまり質問者がこれで分かったと言え、これで終わり。そうではなくて、もう1回ちょっとそのところを掘り下げたいんだと言え、その質問を優先します。そのほかに、なるほどそのことについて俺も聞きたいよ、私も聞きたいよというのであれば、それはいただきましょうというふうにして潰していきたいんです。それで本来の、今回の第11回の内容に入りたいんです。

それは今、石井委員がおっしゃるように、前回説明したことに対する質疑です。質問です。ですから、この後になります。そのことについては。

○石井 栄委員 この後ね。

○西山委員長 これは宿題で持ち帰ったもの、前回。そのの整理を今したいんです。潰していきたいということです。よろしいですか。

そうしたら、酒井委員の件はこれでよろしいですね。

それでは次に、大貫委員からの質問に対する答えをいただいております。それは、今回の質問でいいですね。先ほどの説明のとおり。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 部長のほうからる説明はありましたが、これは副市長にも重大な問題ですので、よくお聞きください。笠間市の場合……。

○西山委員長 大貫委員、それは違います。これは、水処理の件です。先ほどの水処理の件については、フロー図がありまして、説明をいただきました。それでよろしいか、あるいは追加の。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 基本的に、最終の汚水は、結局、炉に戻して処理するということですが、この前の特別な水処理はしなくてもいいんだというようなお答えだったんですが、現実には、今説明されていた絵を基にすると、やはりそれなりの、要するに最終的に炉に戻して処分するんだという水の前の段階で、それなりの水処理が行われていましたね。

○西山委員長 どうですか。

部長、答弁。

○小里環境推進部長 今回提出させていただきましたように、バイオガスの発電施設から出てくる水につきましても、分離処理水として脱窒素とか、そういったきちんとした処理を行う。その上で、焼却施設から出てくる水と合わせた処理水を、場内においての蒸散処理などの手法に基づいて、場外には出さないで処理をするということでの一つの方式として、今私どもが検討している内容として、今回の参考資料として分かりやすいものが、こちらの自治体の処理施設の絵がありましたので、こちらを基に説明させていただいたところであり、私どもとしては適切な水処理につきましては行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 前々回の部長の話だと、特別に水処理は必要ないというお答えの仕方だったんです。だから、私は、よその自治体の例を見た段階では、バイオガス発電の処理水は最終的に放流するかしないかは別にして、放流以前の、水を放流するのか、水を炉に戻して蒸発させるのかは別にして、それまでの段階の水処理は必要だという判断をしていたんです。だから、バイオガス発電所から出る水については、それなりの処理をした後に、放流をするか、炉に戻して使うかは別にして、それなりの施設が必要ですねということをお認めいただいたので、結構です。

○西山委員長 分かりました。この件は、ほかの委員であればいただきたいと思います。なければ、次に行きたいと思います、

これは大貫委員の質問で、先ほど冒頭に話が出た契約の話になると思うんですが、副市長が答弁しています。さらに補足として、御覧のとおり資料が上がっております。これについて、了とするのか。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 現実には前回の、今コンサルタント業務をやっている入札の、条件付一般競争入札というんだと思うのですが、その条件が非常に甘かった。それで甘かったのも、現実には今からやろうとする笠間市、茨城町の処理の、要するにあれで、今からやるんで

す。

○西山委員長 休憩しましょうか。暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 7 分休憩

午後 2 時 0 7 分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大貫委員。

○大貫千尋委員 今からやる技術者の配置ですら、結局、私が前に言った技術者の配置もコンサルタントの条件の中に入っているんです。後で、茨城町の環境組合のほうから資料をもらってください。

だから、今現在行われているコンサルタント業務の一般競争入札に対する条件が、非常に笠間市の場合甘かった。結局、なぜ技術者の配置をきちんとよその自治体では求めるかという、コンサルタント業務に対しての、今部長がお答えした法の規制が十分ではないんです。甘いんです、はっきり言って。そのために、発注側の自治体が万が一トラブルがあったり何だりするといけないということで、結局、事例を勉強して、こういう技術者の配置がきちんとしている会社ということで、条件付一般競争入札を行っているんです。その辺に甘さがあった。技術者全部そろえていれば、1 億円近い工事、3,000 万円ぐらいで取れないですよ、現実には。大赤字なもの。でも、現在、今受注している業者は、それを行っているわけです。だから今後、副市長にお願いしますというのが、そういうことがないように、きちんと技術者が配置されている法人を対象にした入札業務をやってください。

それで本来は、法の規制はきちんと決まっていけれども、契約の判こ、茨城支店なら茨城支店で、要するに山口伸樹さんと茨城支店で契約業務を行った場合、あくまでもこの契約上は本社は責任持たないですよ、裁判になったときには。要するに、何々会社の何々支店ということで、法律的な権限はその支店長が持って、その支店長と契約をしているんだからということで、お願いになってしまうんです。発注者のお願いで、結局、本社に応援を出してくださいという形になってしまう。これ、権利がないから、はっきり言って。

○西山委員長 いいですか、その点、先ほどの説明では市の判断に委ねる、なおかつ法的には問題ないんだという言い方をしたんですが、その答弁をもう一度してもらうかな。そのほうがいいでしょう。

○大貫千尋委員 法律に基づいた答弁をさせてくださいよ。法律の根拠のある答弁をさせてください。

○西山委員長 副市長、答弁お願いします。マイクお願いします。

○近藤副市長 茨城支店、その支店なり営業所の所長は、その企業の代表者から入札及び見積りに関すること、契約締結に関すること、契約の保障に関すること、契約履行に関すること、もろもろ委任を受けて入札に参加して、契約を結んでいるところでございます。

ですから、そういう裁判、何か不具合があったときには、本社に対して、その業者全体に対して請求できるものと考えてございます。

それから、大貫委員がおっしゃいました、どういう技術者を条件に入札参加を考えるかという点に関しましては、次回アドバイザー契約とかもろもろ結ぶ際には再度確認をした上で、発注のほうをしていきたいと考えております。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 今の副市長の答弁を信用しないわけではないですが、これは外部には出しませんが、ここにいる調査特別委員のみに契約書、附帯書類のコピーの提示を求めます。それを外部に出すということじゃなくて、委員全員が確認した上でそれはお返ししますので、これよろしく、委員長、取り計らいお願いします。

○西山委員長 副市長、どうですか。

○大貫千尋委員 できないわけがないんだから。

○西山委員長 もちろんできることとして、どのタイミングでどうするか、部長判断できれば、部長答弁いただきます。

部長、答弁してください。

○小里環境推進部長 全然議員にお示しはさせていただけると思っておりますが、契約書というのは全部で何ページになるか、全て、かがみから最後のページまでのものを全て一式コピーさせていただいて、提出したいと考えます。よろしいでしょうか。

○西山委員長 分かりました。

○小里環境推進部長 もう1点、私のほうから説明させていただきたいと思います。

先ほど大貫委員から、支店と営業所とかのお話がありました。法的な部分での、きちんと整理をしてほしいという話があったかと思えます。前回というか、調査特別委員会で大貫委員からそのようなお話があって、営業所が法的な責任だとか何とかの話があったときに、私のほうで答えできなかった部分があるかと思います。

この件につきましては、弁護士にも照会させていただきました。その結果でございますが、委任状が提出されているということで、営業所も本社の一部機構であるため、本社に対しての責任の追及とかそういうことができるということについては、弁護士のほうについても法的な見解を求め、確認してございます。報告させていただきます。

○西山委員長 それでは、資料についてはどのタイミングで出せますか。次回ですか。

○小里環境推進部長 次回でもいいですし、コピーの用意ができれば。タブレットなのか、紙での提出なのか。

〔「紙のほうがいいんじゃない、返すのだったら」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後２時１７分再開

○西山委員長 休憩を解いて会議を再開します。

そうしたら、これはよろしいですか、この点は。大貫委員よろしいですか、取りあえずよろしいですか。

○大貫千尋委員 ありがとうございます。

○西山委員長 この件、ほかの委員からなければ、次に進みたいと思います。

次は、田村泰之委員のほうでこれに対する再質問等があれば。

田村泰之委員、どうぞ。

○田村泰之委員 この間駆け足で言ってしまったんですが、日本の国が、海外も増えているということで。松島と書いていますが、これは東も入るので、東松島に訂正させてもらいたいと思います。

それで私、回答を読ませていただきましたが、エントロピーの提言があるので、これはかなり良いと私は思うんですが、それプラス順天堂大学医学部の附属病院、浦安市にあるんですけども、その病院で、自分の病院で焼却炉を持っているので、これも循環型社会に向けてやっているの、後でよろしいので、それも後で調べておいてもらえればありがたいなと思います。

以上です。

○西山委員長 再調査みたいなことの依頼ということでよろしいですか。

○田村泰之委員 そうです。

○西山委員長 ほかになければ、それでは次は、酒井委員ありますか、再質問等。

酒井委員、どうぞ。

○酒井正輝委員 表７なんですけれども、回答は分かりました。

意図は分かったんですけども、質問の意図がいまいち伝わってないのかなということで、改めて何でこれを聞きたかったかという、結局ほかではバイオ施設をつくると高くなりますよというのが定説なんです。町田市でも江戸崎でも、高いけど造った、高いからやめた、どちらにしろバイオ施設は高価になるというのが意見だったんです。少し具体的な数字で、銚田・大洗の広域ごみ処理施設の促進協議会というところの公開資料があるんですけども……。

○西山委員長 酒井委員、いいですか。この件、本日これから掘り下げる、この後、掘り下げるものなので、そのような解釈でよろしいですか。

○酒井正輝委員 そのときに言えばいいですか。

○西山委員長 そのときに質問を。

○酒井正輝委員 分かりました。

○西山委員長 よろしいですか。では、そのようにします。

次、引き続いて、河原井委員、これは資料が提出されている。

○河原井信之委員 資料が、ごみの総量が追記で記載されたんですけれども、私、ごみの焼却とバイオでの効率を今までよく見ていたんです。今回示されたごみの総量が3,958トンになっています、南但広域のバイオのほう。前回の第7回のときの10月20日の2－1という資料の下の方にあるんですけれども、前回のそのときの資料では、発電総量は同じく1,197メガヘルツなんですけれども、それは今回と同じなんです。ですが、ごみの総量が、前は1万4,558トンだったんです。

それは、なぜ前回の資料と今回の数字がごみの総量が変わっているのか、それをお聞きしたいです。

○西山委員長 部長、大丈夫ですか、答弁。

部長、どうぞ。

○小里環境推進部長 資料と数字を確認させていただきますので、お時間頂戴できればと思います。あくまでも今回は、上のところに米印がありますが、令和3年度の廃棄物実態調査、環境省の資料に基づいた資料として提出させていただいております。前回提出させていただいているものが何年度の統計資料として提出しているのかを確認しますので、回答にお時間いただければと思います。

○河原井信之委員 発電総量は全く同じです。

○西山委員長 いいですか、休憩しますか。

○小里環境推進部長 暫時休憩をお願いします。

○西山委員長 暫時休憩をいたします。

午後2時22分休憩

午後2時36分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの河原井委員からの質問に対する答弁を部長からいただきたいと思います。

部長、答弁。

○小里環境推進部長 まず、数字の出典元につきまして御説明いたします。

本日提出している資料は、表のこのタイトルのところにもあるように、環境省の廃棄物処理の実態調査のところから抜粋させていただきました。もちろん、団体への聞き取りの調査も含んでございます。

委員御指摘の以前の資料につきましては、私どもの職員が、その組合、一部地方事務組合のホームページの中に出ている数字を引用させていただいて、資料を作成させていただきました。そういったところの中で、今委員から御指摘にあるような数字についての食い違いがございます。

私ども、どちらの数字も正しいと思っております。団体の数字も、団体が公表しているものでございます。ただ、なるべくであれば、笠間市や他自治体との比較ということを考

えていけば、環境省が公表しているデータで統一することが望ましいと思いますので、第7回の数字の資料のところに環境省版の数字をちょっと入れ込んだ形で委員にお示しし、説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○西山委員長 河原井委員どうですか、よろしいですか。

○河原井信之委員 はい。

○西山委員長 では、この件はそうにしたいと思います。

続きまして、大関委員なんですが、この件も本日の、前回の説明の中の質疑になってくるとしますので、この後をお願いしたいと思います。

続きまして、田村幸子委員。

○田村幸子委員 今回の回答をいただきましたことで、ごみ質が低下しても発電を維持することは可能ということは納得ができたんですけども、量が低下しても、ごみの質が低下しても維持ができるということは分かったんですが、結局はごみの量によって発電の量というのは比例していくという考え方は変わらないですね。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 おっしゃるとおりでございます。

将来的な人口減少に伴って、ごみの総量という部分は人口減少に伴うものと併せ、私どもも皆様方、市民の方々へ、ごみの資源化であったり、ごみの減量化であったり、そういったものは普及啓発施策として進めていくものですから、将来的には削減される、減量化される、それが進むであろうということは間違いないというふうに私ども考えております。

○西山委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 その回答をいただいて再質問になるんですけども、結局ボイラーとバイオと笠間市は併用で考えていきたいということなんですが、両方ともに発電力というのはごみの量によって減っていくということは想定ができると思うんです。その発電したもので施設もまかなっていくという考え方もあると思っているので、このバイオが35トンで焼却施設が65トンの割合というか、それで大丈夫なのかというのが、さらに疑問ができてしまいました。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 今現在、私どもがバイオ35トン、焼却65トンと言っている数字も、現在で我々が想定しているものであり、さらにこれから進めていく中では、バイオの量が減ったり増えたり、焼却の量も実際減ったり増えたりというような可能性がございます。もちろん、供用開始する時点で、排出されるごみを処理できないような施設規模で造ることはできないと思います。それはつまり、将来どこまで人口が落ち込むから、そのときの施設規模で造るんだということではないということで、その見極めは、これから私どももきちんとしていきたいというふうに考えております。

あくまでも、焼却施設は、我々がバイオを併設する場合、燃やすしか処理ができないご

みという形に考えてもらえればいいと思うんです。資源化できるものは資源化していきたい、有機性のものでメタンガス化できるものはメタンガス化していきたい、でも最終的に、ごみの処理が、燃やすしかできないものだけが焼却炉で燃やす以外に処理ができないというふうな形で整理していければ、なるべく資源化できるものは資源化していきたいという考え方でございます。よろしいでしょうか。

○田村幸子委員 最後に、もう一つだけ。

○西山委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 ということは、結局ボイラーのほうの発電に関しては、プラごみが今後減っていくから、高熱で燃やせなくなりつつ、割合としては少なくなっていくと思うんですけれども、それが例えば化石燃料とかを使わなければ高温になっていかないということで、ボイラーのほうは少し見込みができないのかなと思うと、何かちょっと矛盾しているような気がして、すみません、分かりますか、意味。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 見込みがどうなのかということ、ちょっと意味が私のほうで理解ができなくて大変恐縮でございますが、ただ委員がおっしゃられるように、これからごみの量が少なくなったり、ごみの質が悪化したり、水分が多かったり、つまりはそういうごみというのは簡単に燃えないです、では、それを燃やすにはどうしましょう、それは化石燃料をかけて燃やす以外ないんだねという形というのは、少なからずとも発生する可能性というのはあると思っています。

今の施設であっても、それは同じように、立ち上げやそういったときには重油を使ったりして燃やしています。また、停止をかけるときも全部きれいに燃焼させるために、そういった化石燃料を使ったりすることはございます。

新しい施設を造っても、将来的にごみ質が悪化して燃えづらい、高温にならない、そこは適切な運営をするために、化石燃料を使ってでも高温にしなければいけないという場面というのは出てこないとは限らないというふうに考えています。ただし、なぜそういったことをするのかというのは、環境対策、公害対策、そういったものをきちんと、運転する中で適切にするための措置でありますので、やむを得ないものというふうに考えてございます。

以上です。

○西山委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 決して、ボイラーの発電のほうを、私は評価しているわけではないんです。バイオのほうが効率よくできるという評価の表を見たので、逆に言ったら、バイオのほうを増やしたほうがいいんじゃないかという、そこの視点からなんですけれども。

○小里環境推進部長 ありがとうございます。

○西山委員長 その点、部長。

○小里環境推進部長 いずれにしても、冒頭お話ししたとおり、バイオが35トン、焼却が65トンというのは決定していることではございません。これからさらに検討を深めた中で、施設規模というのは決定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西山委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○西山委員長 それでは、次は石井委員の質問だったんですが、これも本日の質疑の中に組み込まれると思いますので、その際にお願いしたいと思います。

それでは取りあえず、前回未回答のものについてのさらなる質問と回答が終わりましたので、前回の委員会の説明に対する質問を説明項目ごとに受けたいと思います。

○西山委員長 それでは初めに、（１）地元対策について、皆様方の質疑をお受けいたします。

本日の11回目の中の10回の資料、下から２番目です、タブレットの。地元対策について、資料１です。これは説明が既に終わっております。

ありませんか。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 地元という表現がどの範囲かは疑問の部分があるんですが、ゆかいふれあいセンターを年間７万人ぐらい使っているという数字を前に市長にお聞きしたんですが、この方々に対するアプローチというのは何かなさいましたか。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 以前の委員会の中で、ゆかいふれあいセンターの利用者の声についてというお題をいただきました。それに対しまして、私ども11月25日と26日の２日間、朝から夕方まで、職員がゆかいふれあいセンターに赴いて、笠間市のほうの考え方……。

○西山委員長 部長、それは資料３に反映されているのとは違いますか。

○小里環境推進部長 そうですね。

○西山委員長 では、資料３のときに説明してもらいましょう。よろしいですか、（３）で余熱利用施設のほうで。

○大貫千尋委員 結構です。

○西山委員長 （１）地元対策についてなければ、（２）バイオガス発電施設建設の財源的メリットについてでお願いいたします。

質疑をお願いいたします。資料２－１から始まります。

大関委員、どうぞ。

○大関久義委員 第10回のときに示された数字ございますね。要は、バイオマス、いわゆ

るメタンガスの発電を使うと219億円、そして高効率だと209億円、焼却、普通の焼却ですね、17%までいかないやつだと209億円。前に示された資料の中で……。

〔「事業費ですか、運営費ですか」と呼ぶ者あり〕

○大関久義委員 運営費だよ。バイオの運営費。示された中で同じようになっているんです。だけど、よその焼却施設の運営費が示されているのは、バイオで215億円、高効率で110億円、焼却のみで130億円、ずっと安く示されているんです。

この数字というのは、バイオでやったときのものというのは、何の数字なの。どっちの数字を信用していいか分からなくなってしまうほどの差が出てきているんです。それはどうなんですか、調べてあるんですか。

○西山委員長 皆さん、資料分かりますか。タブレットの5ページ、横長の表7です。

○大関久義委員 5ページのG運営費。運営維持費というだろうけれども、横に並んでいますよね。

○西山委員長 皆さん、分かりますか。

○大関久義委員 バイオでやったときには、笠間市で示された数字が219億円、20年間の運営費ですよ。それで、高効率でやったときが20年間で209億円。さらに、普通の焼却施設でやったときには209億円、20年間で。こういうふうに示されているんですが、ほかの施設で示されているのは、バイオで215億円、高効率で110億円、これは20年間です、焼却のみで130億円という数字が示されているのがあるんです。

そうするとこれ、ほとんど運営費が変わらない状態ですよ、笠間市で示された数字というのは。だけれども、よその数字は、約半分ぐらいしか運営費はかからないという数字が示されているんです。それは、どっちが正しいのか。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 御質問ありがとうございます。

まず、私どもが算出した条件という部分につきましては、資料の表の下のほうに書かせていただいておりますが、類似事例等の入札結果等を基に、物価上昇率等を反映させていただいて今回のものは算出させていただいておりますとしか、ちょっと詳細が出せないというか、これ以上のものは出せないのです。

それで今、大関委員のほうから言われている数字というのが、どこで公表されて、何年度ものかを御紹介いただけますでしょうか。

○西山委員長 大関委員。

○大関久義委員 類比額でどうのこうのということで、近隣のものを全部比較して対象にした数字を全部出しているということ言っていますよね。

○小里環境推進部長 近隣ではございません。

○大関久義委員 近隣じゃないの。

○小里環境推進部長 国内においての類似事例等において……。

○大関久義委員 国内においてのだったとすれば、これは、銚田市・大洗町広域ごみ処理促進協議会、そこで出されている数字です。これは、最も新しい数字ですよ。何でこんなに違うの。

○西山委員長 部長、答弁できますか。この違い。

○小里環境推進部長 なぜなのかというのは、すみません、私ども、大洗町のものの比較、ちょっと勉強させていただいてないので、明確なお答えはさせていただいておりませんが、そちらの資料が、入札案件になった時期と今の時期でどのぐらいの差があるのか分かりませんので……。

○大関久義委員 去年12月だよ。

○小里環境推進部長 それというのは、12月に落札候補者か何かが決定されたというような時点でのお話。

○大関久義委員 落札しているんだよ。分かるでしょう。

○西山委員長 大関委員。

○大関久義委員 担当だったらそのぐらいのものは、情報は分かるわけだと思うんです。よその県とか、中国地方とかそういうことだったら分からないけれども、最も近隣じゃないですか、茨城県内だもの。そうしたら、そのぐらいの情報というのは取っておくべきだと思うんです。

○西山委員長 答弁ありますか。

部長、どうぞ。

○小里環境推進部長 私自身もそのページを確認し、印刷し、内容については読ませていただいて、非常に建設費についても、トン当たりの単価で言えば2億円を超えるような額になったとか、そういったことも含めて内容については把握しております。12月に落札者の決定とか、そういう部分出されているということも承知してございます。見てございます。

○西山委員長 大関委員。

○大関久義委員 要は、先ほどの私の質問の回答でも、70トンクラスのもの焼却施設で高効率をやると、その辺が一番境目になって、これからごみが減量になってくれば、バイオをやったほうがいいですよという回答になっているんです。

バイオをやったほうがいいという回答は、全て建設費から、建設した後の40年間使うわけですから、20年間で80億円違ったら、大変な違いが出てくるんじゃないかと私は危惧するんです。これは、運営費は出ないですから、自前ですから。バイオは2分の1出るから、建設の当初は有利です。この資料のとおり、有利です。しかし、トータルで物事は考えていかなければならないんじゃないかと思うんです。

そして、入札が終わったばかりなので、資料をもらえればということでもらった資料が、こういう数字が出ているんです。笠間市が提出してきている資料と差があまりにもあり過

ぎるので、この数字はどこから拾ったんですか、お聞きいたします。

○西山委員長 出ますか。

部長、答弁。

○小里環境推進部長 ただいまの質問を確認させていただきます。どことどこのを拾ったというのは、どこの施設の事例を参考として出したのかという御質問でよろしいでしょうか。

○西山委員長 大関委員。

○大関久義委員 要は、この数字を誰がつくったんですか。部長がつくったんだとすれば、部長が何を基にしてこの数字をつくったのかということです、ここに出ているんだから。

○西山委員長 部長。

○小里環境推進部長 私どもが出させていただいている資料につきましては、現在契約しているコンサルタントのものの調査結果の資料を基に、私どもが整理させていただいて提出しております。

○西山委員長 大関委員。

○大関久義委員 だとすると、コンサルによってこれだけの差が出てくるとのことだと思うんです。我々は、部長が提出された数字を信用してやっていくほかないんです。けれども、他の近隣の、入札が終わったばかりのまだほやほやの、12月に入札が終わったばかりですから、その中の資料ではこういうような資料なんです。この差は何なんだと、どっちを信用していいんだというふうになってしまう。

確かにバイオを使うと、2分の1の補助が出るから最初の建設費はずっと安くなる。それは確かです。同じです。

しかし、運営費とか、それから将来のことを考えるとどうなんだという部分が出てきてしまっていたので、どうなんだろうなということでお伺いいたしました。適切な回答をお願いします。

○西山委員長 大関委員の質問は、元に戻しますと、その数字は誰が出したんだ、答え出しました。では、それをたたき台にやっていったらば、何を信用していいか分からないから今後まづいよねということですか。

○大関久義委員 よその事例が、こういうふうに出ているものだから。こっちは、そんなに差がないんですよ、運営費の。こっちは、物すごく差があるんです。極端に言うと、2分の1ですから。何でそんな差があるんですか、この数字は正しいんですかとなってしまいうんです。

○西山委員長 部長、正しいか、正しくないかですかね。

○小里環境推進部長 私どもが契約行為をしてもらっているコンサルタントの部分が、過去のものの実績を基に、トン当たりの単価を出し、ここから算出させていただいております。私どもが資料として提出している数字につきましては、私は正しいというふうを考え

ております。

もちろん、大洗町のほうの資料は12月に出ているものとして、それは事実としてあるということについては、正しいものであるというふうには認識します。

以上でございます。

○西山委員長 どちらも正しいということですが。

大関委員、どうぞ。

○大関久義委員 数字にあまりにも差異があるので、再調査していただければありがたい。これが間違いないということであればいいです。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 私どもが今回提出している資料、私自身は、先ほど申したように、正しいものとして認識しております。ただし、コンサルタントへの再確認、その内容の結果の確認というのは、私ども資源循環課、環境推進部として行ってまいりたいと。

もちろん、その中で、大洗町の結果が出ているという御意見をいただいております。その結果の部分について、私どもの積算の中にどのような形になるのかという部分についても、我々が知り得る範囲内できちんとやっていきたいというふうに考えます。

以上です。

○西山委員長 石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 今のに関連するんですけれども、私もやっぱりこの運営費があまりにも安いというのは感じてはいるんです。その下のほうに、概算事業費の算出の考え方というのが書いてあります。バイオ発電併設のものについては、アンケート調査をした4社の平均値で事業費が出されていますよね。それから、それ以外のものについては、実際、入札案件の予定価格から出されているわけじゃないですか。バイオガス併設についてはアンケート調査、ほかのものについては実際の入札の予定価格で出している。ここに大きな違いがあると思っています。

大洗町の話もありましたけれども、県内で幾つか新しい焼却施設ができていますけれども、そこはやっぱりバイオガス発電、大規模なもの、併設のものについては、まだ実績数が少ないという、そういう判断もあって、業者、例えば焼却炉でいえば川崎重工、荏原プラントぐらいしかやってないという、これは大体一般的な話なんですけれども、業者の競争性も働かないということと実績が少ないということから、導入をされてないわけです。

このコンサルの結果が出てくる、私が想像していたのは、バイオガス併設というのはお金がかかるという結果が出るだろうと思ったんです。その結果が出ても、それでもバイオガスのほうが環境にはいいからバイオガスを導入しようという、そういう説明になるのかなと思ったら、そうじゃなくて、バイオガスのほうが安く仕上がるよと、運営費も含めて安く出来上がるという資料が出てきたというのが、私はやっぱり納得できないというか、信じられないところなんです。

大関委員と同じような質問になるんですけれども、そこを信じられるような数字にさせていただきたいということなんです。そうすると、この運営費の219億円の具体的な中身について、きちんとやっぱり説明をいただきたいんです。

それと、F I Tの買取り単価も、これ35円で計算されているんですけれども、一般的に言われているのは30円を割るだろうと、将来的にはそういうふうに使われているんです。でも、これは20年間固定でされているわけでしょう。この辺の根拠についても、やっぱり私たちは知りたいところなんです。そういう意味で、もっと詳しい資料というのは出ないのですか。

○西山委員長 部長。

○小里環境推進部長 今回のものは基本調査、基本計画という部分で総論を業者に委託しているところが実際に、我々側がこの資料を出せ、この資料を出せとって全てが出していただけるものとは思ってないところがございますが、今委員から様々な御指摘をいただきました。それは、私どもが、担当職員が勉強してでも何でも、出せるものについては整理していきたいと考えてございます。

ただ、コンサルタントの役割を全て投げられるかといえば、現契約の範囲では困難な部分があり、もしかしたら別な契約を結んだ上で、今の御質問には対応せざるを得ないかもしれないので、ちょっと我々のほうでも検討したいということしか、できる範囲のことは我々のほうでやっていきたいというふうに考えます。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 できる範囲と言われると困るんです。調査特別委員会ですから、やっぱりきちんと納得のいく説明をしていただきたいので、できる範囲ではなくて、やっていただきたいと。そういう資料をこの委員会に提示をしていただきたいということを、委員長に求めたいと思います。

それと併せてなんですけれども、前回の説明の中で、いわゆる屋根をつけない、あと見学施設、そういう無駄なものを全部省いて、スリム化をして建設費のコストを下げるんだという話もあったじゃないですか。多分、南相馬の清掃工場などがそうになっているから、そういうところをモデルに言われているんだと思うんですけれども、実際そういう考えがあるのであれば、そういうことも含めてコンサルと調整をして、そのものを入れた資料というのを比較資料として出すべきなんじゃないですか。それは何で出されてないのですか。

○西山委員長 部長。

○小里環境推進部長 何度も申し上げますが、現在の基本計画の業務委託の中で、そこまで我々ちょっと委託できてない、していないというのが正直なところで、なるべく業者の協力範囲の中で今の資料づくりもお願いしておるため、私どもでやるべき、今委員から調査特別委員会として資料を求められるものにつきましては、職員もしくはまた別な形で、事業者に委託をしてでも何でも、出さなくてはいけないものは出すということも含めて考

えてまいりたいと思います。

また、先ほど屋根というか、外壁の話が、南相馬市の話をされたんですが、すみません、不勉強で南相馬の件については承知しておりませんでした。実は、廃棄物処理施設についてのコスト削減という部分につきましては、様々な議論がなされている、去年の夏ぐらいにされているということがあって、コストを削減するための方策として示されている中に、先ほど言った、屋外化だとか、見学施設の簡素化だとかということが含まれていたために、前回の調査特別委員会の中で私のほうで発言したものでございます。

以上です。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 最後にしますけれども、できれば建設コストを下げるという考え方があるのであれば、そのことも含めて調査委員会には提示はしていただきたいんですが、ただ、この運営費の根拠については、ぜひこれは委員長、ちゃんと執行部に求めていただきたいと思います。

○西山委員長 大関委員。

○大関久義委員 運営費もそうなんですけれども、概算事業費の中で、建設費という中で265億円がバイオですよ、示されているのが。それと、高効率が258億円、それと普通の焼却が258億円。ほとんどこれ変わらないでしょう、変わらないでしょう。バイオが少し高いというだけの話なんです、ちなみにこっちのほうでは、うんと差があるんです。その辺のところも、建設費もちょっと調査してみてください。

○西山委員長 よろしいですか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 これは部長たちでもパソコン使えれば出せる数字なんですけれども、メタンガス発酵の併設施設の運営費というのは、現実的に成功例が少ない、または過去に遡るのでなかなかデータが取れないんですけれども、高効率発電の焼却炉のみの運営費というのは、昨年、入札業務を行った全国の平均値、それとうちの80トンに合わせた数字は7億3,300万円です。後で出し方教えてあげます。それが、現実の1年間の運営費です。

だから、まるきりこの資料の運営費とは、よくよくかけ離れています。これは昨年の入札をした結果のあれですから、当然、鉾田も入っています。これは、インターネットでできます。

○西山委員長 要調査、分かりました。

内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 先ほどから言っている4ページの表7なんです、先ほど大関委員からも話があったんですが、概算の事業費があまりにも概算過ぎる出し方だと思っているんです。その部分は①②③で、例えば焼却65トン、バイオ発電施設35トン、マテリアル施設という三つになっているので、そこは三つに出してもらうのが計算上は適合するんじゃない

かと。つまり、265億円と書いてありますが、その焼却施設の内訳が焼却施設プラスバイオになっているので、そこはちゃんと分けて出してもらおうというのが、ここの資料づくりのポイントかなと思います。

ですから、高効率の部分は焼却施設とマテリアルという形になると思うんですが、その部分を、やっぱり問題になっているのが、バイオ発電施設がどのくらいかかるか、それに対しての交付率がどのくらいになるかということが分かる資料づくりが必要だと思うので、そこは分けて出してもらいたいと思います

それと前に説明があったときには、焼却が80トンのときには2基、2基ですよ、2基併用していくということなんです、65トンの場合は1基になるわけなのですか。そこだけ確認したいと思います。

○西山委員長 まず、分けられるかどうか。それから、2基と1基のことですね。

○小里環境推進部長 先ほども申しましたが、バイオマス発電施設単体のみでの積算という部分については、今回見積り依頼を徴してございませんので、そのものが出せるのか。また、全体に係る諸経費の部分をバイオマスと焼却施設のどちらに振り分けるのかという部分についても、明確な分け方ができるのかどうかを含めてコンサルに一度確認はさせていただきますが、この場において出せます、出せませんということの発言は、すみません、御容赦いただきたいと思います。確認はさせていただきます。

もう1点、65トンとした場合、焼却炉の炉の数ということでございますが、こちらについては、環境省の、国の整備の指針などにも一般的にというか、原則として2炉または3炉という形がございます。我々のこの規模で、3炉というのはあり得ないと思います。なぜ、2炉にするのかといえば、焼却炉に障害が発生した際、ごみの焼却を継続できる体制を自治体として取る必要があるという観点から、ある一定の、本当にもっと小規模な炉になれば1炉ということは経費の節減の面でも有利だと思いますが、現時点で私どもが考えるのは、65トンになったとしても2炉造るべきというふうに考えております。

以上です。

○西山委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 炉の数は2基ということで、何か災害とかあったときにもう一つが壊れたときにも対応できるということで、2基でお願いしたいと思うんですが。

建設費の比較について、ほかの市町村を見ると、バイオをやるかやらないかという判断は、施設の建設コストがやっぱり高いというところでやめているところが、資料を見ると多いんです。ですから、そういう資料を見ると、この規模でどのくらいかかるのかということを確認した上で判断していかなくってはならないと思うので、そこはしっかり調査して資料を出してもらいたいと思います。

以上です。

○西山委員長 その資料については大丈夫ですか。

部長。

○小里環境推進部長 何度も申しますが、現在のコンサルタントの業務の範囲の中でそれができるかどうかという部分については、この場では明確に言えませんので、場合によっては、改めてこの調査をするためだけに委託をしなければいけない可能性というものも含め、なるべくであれば現在のコンサルタントの業務範囲の中の協力体制の中で示せる範囲、お示しできるように努力してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○西山委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 そこが、判断の材料だと思うんです。そこで3分の1、2分の1の金額もあるので、そこはしっかり出してもらわないと判断材料としては難しいと思うんですけれども、ですから、そこは出してもらいたいとお願いしたい。

○西山委員長 いいですね。

部長。

○小里環境推進部長 頑張ります。出します。

○石松俊雄委員 さっきからコンサルの範囲内とおっしゃっているんですけれども、新しく求めるんじゃなくて、根拠をちゃんと示してくればいいじゃないですか、こうなるんだったら。私たちが納得できる根拠を出していただければ、258億円なんですねと分かるんだけれども、それを示してくれないから。根拠を示すのは、別に新しく契約しなくたってできるでしょう。これは、運営費だって同じことが言えるじゃないですか。それを何か、新しい契約をしないとできないように言われてしまうから、私たち納得できないですよ、その答弁に。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 私の答弁がおかしいというお話であれば、申し訳ございません。現在のコンサルタントがここに積み上げている数字の内容につきまして、すみません、私自身が精査、私自身として精査していなくて、担当のほうできちんとやっていただいているものとして私答弁させていただいておりますが、委員がおっしゃられるように、その積み上げの内容についてお示しできるのがどこまでなのかということを含めて、出せるものについて、出せるというか……。

〔発言する者あり〕

○小里環境推進部長 いずれにしても、今回出されている数字の部分については、私自身ももう少し詳細なものを分解させていただいて説明する必要があるんだろうなというふうに認識しております。

○西山委員長 特別委員会を軽視していますよね。

○小里環境推進部長 そんなことはございません。

○西山委員長 では、石松委員、そのように。

○石松俊雄委員 分かりました。

○西山委員長 石井委員。

○石井 栄委員 今初めて未回答の部分の回答が出たような感じになりましたけれども、私の回答の中で、今後、仕様や設備概要が固まってくれば、バイオガス発電施設のみの事業費を算出することも可能になると考えるというのは、今の話がなかったらば、この段階というのはどういう段階を指していたんですか、これは。

この仕様や設備概要が固まってくればというのは、どの段階を指してお答えした内容なんでしょうか。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 今現在よりも計画の策定というか、計画の進捗が進んだ時点、その時点で出せるような状態になって、お示しできるようになるだろうということでございます。

○西山委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それは契約の段階から言うと、契約するという過程の中では、どの程度の段階になるんですか。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 契約とおっしゃっているものの契約は、何の契約でおっしゃられているのかちょっと不明でございますが、少なからずとも工事の発注だとか、最終的な段階の発注になる前の段階というふうに私は考えています。

○西山委員長 石井委員。

○石井 栄委員 要するに、この段階でいくとほとんど決まった段階で、施設のみの事業費を算出できるというふうに受け取ったわけですが、解釈はそういう解釈でよろしいんですね。

○西山委員長 部長、答弁。ちょっと答弁の仕方がおかしいんだ。石井委員はちょっと理解してなくて質問していると思うんです、ここは。どの段階でというのをちゃんと説明すればいいんです。

○小里環境推進部長 今現在、発注している業務、我々が今やっているものは、基本計画をつくっている段階でございます。それが、その先の段階のアドバイザー業務であったり、笠間市としての処理施設の仕様書をまとめ上げられるような段階になった時点ということを、私自身は認識しております。もちろん、その後には要求水準書をつくって、笠間市の処理施設に手を挙げてくれる事業者を募集するような段階になる手前というふうに私は考えております。

○西山委員長 分かりましたか。

○石井 栄委員 はい。

○西山委員長 酒井委員。

○酒井正輝委員 さっき途中になってしまった質問の続きなんですけれども、ほぼ皆さん代弁してくれて話が出たんですけれども、私が言いたい意図は、原本を見せてということなんです。今それが絡んで出せるか確認しているという話なんですけれども、原本を見て、そっちで計算したのを説明しますじゃなくて、こっちで計算して確認したいということなんです、私が言っているのは。だから、それを出してねということを言っているんです、意味としては。

○西山委員長 部長、意味は分かりますか。

部長。

○小里環境推進部長 調査委員会として提出を求められるものとされれば、もちろん原本としてそれを出したところで、分からない、どういうものかもちょっと私自身も見てないのですが、それについてお示しはするべきと私は考えております。

○西山委員長 よろしいですか。

○酒井正輝委員 その方向で、私はお願いしたいということです。

○西山委員長 それは酒井委員の意見なので、委員会の中でそれは決していくことなので、次の問題として分かりました。

石井委員、いいですか、契約の件が今アップされたということなので。ちょっと途切れませんが、よろしいですか。

皆さん、更新をしてください。そうすると、契約と委任状というところが入っています。下から4番目。更新ボタンをまず押してください。矢印の丸です。そこに、契約書、委任状という項目が、下から4番目、下から3番目と。追加資料03-3の下です。皆さん、確認取れていますか。

部長、黒塗りは何ですか。説明ありますか。

部長、説明。

○小里環境推進部長 ただいま契約書と営業所の委任状というものをアップさせていただきました。

その中で、委任状のほうを開いていただいたときに、黒潰しになっているものが確認できるかと思います。中ほどに、笠間市長という部分があります。この入札参加資格の申請は県の共同受付でやっているの、この会社が笠間市ほか県内のどこの自治体の参加申請をしているのかというのは複数の自治体が入っていますので、笠間市以外、私ども以外のところについては黒で潰させていただいたところがございます。申し訳ございませんが、そちらについては御了承いただきたいと思います。

○西山委員長 皆さんから契約書について、何か質問、御意見等あれば受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それではよろしいですか。

何かありますか、大貫委員。どうぞ。

○大貫千尋委員 これは、契約書に対する委任状ではなくて、入札に参加するための指名願の段階での、これは委任状ですね。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 笠間市の入札に参加するときに、申し込んだときに提出している委任状というふうに認識しています。おっしゃるとおりです。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 これは、入札に参加するための資格を取得する委任状ですねということ、令和2年11月12日に出されている、これ日にちが。そうでしょう。

○西山委員長 部長、答弁。

○小里環境推進部長 この委任状の記より下に、委任事項というのが1から7までございます。その2番、契約締結に関する事、3番、契約の保証に関する事、4番、契約履行に関する事などが、本社から営業所のほうへの委任行為として提出されているものでございます。

その一番上、1番のところに、委員がおっしゃられるように、入札及び見積りに関することも委任されているというふうに書かれております。

○西山委員長 大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 私の言っていることをよく理解してもらいたいんだけど。これは、入札後に契約書に添付された資料ではありませんね。これは、来年度、令和3年度の入札行為に参加するための事前の資料ですよということを私は言っているんです。

○西山委員長 どうですか、部長。

部長、答弁。

○小里環境推進部長 委任されている行為のところに入札参加申請を出されるときに出されている委任状ということで間違いはございません。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 だから、本来の正式な契約に基づく委任状であれば、いろいろな市町村の名前など入るわけじゃないんです。契約の相手方は、笠間市長山口伸樹殿ですから。入札参加資格を得るために事前に出しておく委任状でしょうということ。

○西山委員長 副市長、答弁。着座でいいです。

○近藤副市長 今の御指摘でございますけれども、確かに提出したのは、入札参加願を出した令和2年11月12日ということでございます。ただ、委任期間としては、下から4行目にありますように、令和3年4月1日から令和5年5月31日までの入札及び見積りに関すること、契約締結に関する事、契約の保証に関する事、履行に関する事が委任されておりますので、この委任は、そして今回、市とこのコンサルタント会社が契約した日付は令和4年6月24日でございますので、この期間の中に入っておりますので、有効だとい

うふうに考えております。

以上です。

○西山委員長 大貫委員、よろしいですか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 これは市の取扱いの問題だから、了解せざるを得ないでしょう。市がそれでいいというのであれば。

○西山委員長 それでは、契約書、それから委任状の件につきましては、よろしいですか、確認ができたということで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それではデータを戻します。

それでは、石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 前回の調査特別委員会で部長から説明があつて、次の委員会で質疑を受け付けることになった件について質問をさせていただきます。かなり苦勞してたくさん資料を集められたということについては、御苦勞さまでございました。

○西山委員長 石井委員、簡潔にお願いします。

○石井 栄委員 それで、3 ページ、参考資料 1、CO₂削減効果についての社会的背景というところで、二酸化炭素排出量の試算ということ、環境省の廃棄物処理部門における温室効果ガス指針マニュアルを参考に下記の計算式で算出するものとするということで、I イコール C 分の A プラス B、I は CO₂ 排出量、A はごみの焼却に伴う CO₂ 排出量、B は施設の電力、こういうふうに書いてありますけれども、これは一般的な指標を用いて試算をするということで、どのように出したのか不明だと、データとしては。

それで、ごみの焼却に伴う、表 3 です、バイオガス発電と焼却による発電の CO₂ の発生量が 0.142 と 0.148、施設の電力に伴うのが 0.125 と 0.128、合計で 0.267 と 0.278 と。この数値をどういうふうに見るのかということ、これは普通、データの処理としては、誤差の範囲ですよ。これをもって、バイオガス発電のほうが二酸化炭素排出量抑制を期待することができると考えられるというふうに誘導することは、普通、自然科学の判断として、こういう判断はしないです。大体幾つかのデータがあつて、平均値というのも実在しない数字ですから、通常は中央値というのを取り扱うことになるわけです。ですから、これをもって CO₂ 排出量を抑制できると期待することができるというふうに書いてある、この資料そのものがどういうものなのかなと、大変疑問に思います。

実証データで調べないと、何となく新しい発電方式なので期待が集まってきてしまうんですけれども、もう少し実証的なものを用いないと駄目だと思うんですが、これについてはどんなふうに、これに基づいて有効だと言っていると思うんですが、これに関する見解をお示しいただきたいと思うんですけれども。

○西山委員長 部長、根拠かな。

○小里環境推進部長 この数字を基に、我々がバイオガス発電施設が有利だとかどうのこの話ではなく、我々はこれまで国が作成しているような廃棄物処理整備計画や様々な文献を見た中で、バイオガス発電という部分が環境の負荷の軽減、CO₂削減に寄与できるというように判断しているところでございます。

こちらのものについては各委員の方からいろいろな御質問をいただいて、何とかCO₂の削減効果というものを表す手法がないものかという形で我々勉強した中で、今回この資料として提示させていただいており、あくまでもこれが0.142とかそういう許容範囲というか、許容誤差の範囲だというふうにおっしゃられていると思いますが、この単位、単位というのはトン当たりの単位でございまして、それをごみの処理量でちゃんと見てもらえば、それは感じ方というのはいろいろあるかと思いますが、私どもとしましては十分効果があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○西山委員長 石井委員。

○石井 栄委員 効果があるということを実証的に示すデータを示していただかなければ、そのように言えるのかどうかと、どうして判断できたのかと、そのことをお聞きしているんです。私は分からないから聞いているので、その点で御説明いただければと思うんですが、お願いします。

○西山委員長 部長。

○小里環境推進部長 実証的な数字や科学的な根拠というか、何をもってということで、すみません、私、今この場で委員が御納得いただけるようなものはちょっと今、資料及び口頭ございません。そちらにつきましては、持ち帰りとさせていただきたいと思います。

○西山委員長 よろしいですね。

○石井 栄委員 では、分からないということですね。

○西山委員長 現段階では。

ほかにございませんか。

河原井委員。

○河原井信之委員 すみません。一つなんですけれども、先ほどごみの量が違ったという、その3-3の追加資料の件ですけれども、確認して私に御報告をくれるということだったんですけれども、これはとても大事なことで、皆さんにお示ししていただいたほうがいいなというふうに思います。

なぜかという、今回の資料ですと、ごみの量と発電量に対して、江戸崎と比べると1.4倍の違いしかないんです。前回の資料で比較すると5.4倍も発電量が違って、例えばFITの買取りが、バイオは35円、高効率で7.7円だとすると、前回の資料で計算すると、高効率のほうがはるかに売電価格の総価が上回ってしまうので、これは比較するときの大事なことに繋がってきますから、これは皆さんにお示ししていただけますか。

○西山委員長 部長、よろしいですか。

○小里環境推進部長 タブレットの中にアップさせていただきたいと思います。

○西山委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ、（３）余熱利用施設利用者の声についてであります、この件につきましては、現在、市側は、ゆかいふれあいセンターについて継続の状況にあります。説明もしております。

その上で、質問のもしある方は、その上であれば。

○大関久義委員 確認だけ。

○西山委員長 大関委員。

○大関久義委員 ゆかいふれあいセンターで、今学校で使っていますよね。その部分も、今後はどういうふうにしていくのかというのが、民間の施設というような形で教育委員会のほうでは答えていると思うんですが、学校で使っている部分のものをきちんとしていただきたいと思います。なくなったときにどうするんだというものについて、それだけ。

○西山委員長 ちょっと答弁しづらいでしょう。

○大関久義委員 それは後でいいです。

○西山委員長 学校の関係ですから。では、それは後ほど。

なければここで休憩をして、その間に市長に再度来ていただいて御挨拶をして、執行部の退席という流れにしたいと思います。

○田村泰之委員 委員長、その他は。

○西山委員長 その後で。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 2 分休憩

午後 3 時 5 5 分再開

○西山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、市長より御挨拶をいただきたいと思います。

市長山口伸樹君。

○山口市長 長時間にわたりまして新清掃センターの議論をしていただきまして、大変ありがとうございます。

内容については、ちょっとまだ休憩時間だったので事務局から報告を受けていない状況でございますので、ただ概略についての報告は受けました。委員の方からいろいろ数字的な要求があったということでもありますので、それらについては今のコンサルとの契約の中で出せるものと、次の段階に進まないとなかなか出しにくいものといろいろありますので、

今の契約の中で出せるものについては出していきますし、次の契約の中で出せるものとか、配置計画ができないと出せないものとかいろいろありますので、出せるものについてはなるべく早く出していききたいと思っております。

また事務方から報告を受けて、今後のことについては、正副委員長といろいろ協議をさせていただいて進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○西山委員長 ありがとうございます。

執行部で、ほかになれば。各委員から出た質問等宿題になっていますが、それも理解していますね。

それでは、執行部の皆さんに御退席をお願いいたします。ありがとうございます。

〔執行部退席〕

○西山委員長 それでは以上で、本日予定しておりました案件は終了いたしました。

○西山委員長 次に、次回開催日程、委員会で協議すべき事件についての整理をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、開催日なんですが、開催日の前に協議の内容、それによっては急ぐべきかどうかということも出てくると思いますので。宿題は皆さんから提出をしていただきましたので、提案してもらったので、その宿題については返ってくるでしょうけれども、事件の内容についてであります。現在まで（１）（２）（３）と項目がありましたが、本日の会議の中で絞れたのは、やはりバイオガスの施設についてということになると思うので、次回以降は（２）の部分だけでいいかなと思うんですが、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

どうでしょうか。

田村泰之委員。

○田村泰之委員 その他で言おうかと思いましたが、これ専門家の人に来てもらって説明してもらったほうが分かりやすいと思うんですけども。これは、提案です。そういう形で専門家に。

○西山委員長 今、田村泰之委員からもありましたが、専門家ということは当事者になろうかと思うんですが、これは酒井委員でしたか、データの原本をとという部分でいきますと、それと重なるのかなと。提出の要請をすべきだということで、部長の答弁では委員会から要請されれば出します、開示しますということだったんですが、それを全て網羅するのが今の田村泰之委員の意見にはなろうかと思うんですが。

田村泰之委員。

○田村泰之委員 これはバイオ関係なので、より一層話を掘り下げてやっていくと詳しく分かると思うんです。地球の大気、一番多いのが窒素であり、その次が確か酸素、その次

がアルゴン、二酸化炭素。しかしながら今、地球温暖化、去年でいう沸騰化と言われていきますから、二酸化炭素のパーセンテージが増えているので温暖化も起きているんじゃないかということも考えて、やっぱりバイオガスの施設の専門家を呼んで、技術者というか、教授というか、そういうのを幅広く分かる人に聞いたほうが、より一層この委員会の充実というか、厚みが増すんじゃないか、レベルアップするのではないかと思います。

以上です。

○西山委員長 まず、田村泰之委員の意見がありました。

関連ですか、関連しなければ、1回田村泰之委員の意見を。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 私は、市長はバイオガス施設併設でいきたいというふうに表明をされているわけですから、それが妥当なのかどうかということの調査をするというのが、委員長もそう言われたんですけれども、それがこの委員会の次の課題だというふうに思うんです。

心配をするのは、そこの、この調査委員会の結論が出る前に、事業者選定アドバイザー一業務契約に入られてしまったりとか、あるいは我々の意見が入らないままPFI導入可能性調査が出来上がってしまったりとかしてしまうと、この委員会の意味がなくなるので、その辺が執行部に制御が利くのかどうか、その辺の判断が私は必要じゃないかなと思うんですけれども。その判断をした上で、次の委員会の日程を決めたほうがいいと思います。

○大関久義委員 関連です。

○西山委員長 関連で、大関委員、どうぞ。

○大関久義委員 田村泰之委員から言われたのはもっともだと思うんですが、業者との契約が3月8日までになっているんです。なので、その辺のタイムリミットがあるので、その辺のところをちょっと確認して。

○西山委員長 要するに、現在契約をしている、先ほどの契約にのっとった相手方の説明を、生の説明が必要だろうということによろしいんですね。それには契約期間中でないと、調査委員会とはいえども利害関係人でなくなるので、呼べないんじゃないかということですね。そういうことですね。

暫時休憩いたします。

午後4時03分休憩

午後4時06分再開

○西山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの予定についてなんですが、3月4日、5日どちらかでも、常任委員会がありますが、その午後が大丈夫だと思うんです。午後、例えば1時半とかということであれば。その二つ、4日、5日、月曜、火曜、どちらかの午後でお願いできないかということで要請をしたいと思います。

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは、調査特別委員会から出席を要請します、そのコンサル会社に要請します。契約の関係で8日までということなので、急を要するため、4日または5日のどちらも午後1時半からということで、事務方から要請をかけたいと思います。

これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 よろしいですね。おのずと開催日はそのようになってきますので、御連絡をお待ちください。

内容につきましては、委員会本体につきましては、先ほどお話ししたように、（１）（３）を割愛して、（２）に絞るということで、これで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 分かりました。そのように決めます。

その他でございますか。なければ終了します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは、第11回清掃施設整備等調査特別委員会を、長時間にわたりありがとうございました。

終了いたします。

御苦労さまでした。

午後4時09分閉会